

益城町障害者活躍推進計画

機関名	益城町（教育委員会部局含む。）
任命権者	益城町長
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
作成主体	本計画の作成について、各部局において作成すべきところであるが、本町においては採用を全部局一体で行っていること、また、障害者である職員の任命権者間の横断的な職業選択の機会提供を行うこと及び柔軟に配慮を可能とすることで、障害者である職員の活躍を町全体で推進することを目的として、本計画についても一体で作成する。
益城町における障害者雇用に関する課題	本町においては、これまで積極的な採用活動や環境整備に努めてきた結果、令和7年度に法定雇用率を達成し、現在もその水準を維持している。また、教育委員会部局においても先行して法定雇用率を達成している状況にある。 しかしながら、現在の雇用状況は法定雇用率に対して決して余裕がある状況ではなく、辛うじて維持している段階にあり、依然として法定雇用率を下回るリスクと隣り合わせの状況に直面している。今後は、突発的な離職者への対応だけでなく、今後の更なる法定雇用率の引き上げに対しても柔軟かつ迅速に対応していかなければならない。 そのため、これまでの「採用重視」の取り組みから一歩進め、障害者である職員が安心して長期間働き続けられるための定着支援や職場環境のさらなる充実、および部局を越えた計画的な採用・配置管理が喫緊の課題となっている。
目標	
① 採用に関する目標	○全構成部局において、正規職員及び会計年度任用職員の計画的な職員採用を一括して行い、毎年の算定基準日（6月1日）時点における実雇用率を、当該年度の法定雇用率以上とすることを目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。
② 定着に関する目標	○障害のある職員一人ひとりの特性や程度に応じた適切な業務配分と職場環境の整備に努め、職場環境等を理由とする不本意な離職者を発生させないことを目標とする。

取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、全部局共通の総務課長を選任し、町長部局と教育委員会部局等が緊密に連携して人事管理を行う体制を構築する。 ○障害者である職員の選任義務の有無にかかわらず、部局を問わず共通して利用できる障害者である職員の相談窓口を設置し、全部局の職員へ周知する。 ○今後の法定雇用率の上昇や雇用の多様化を見据え、庁内のサポート体制をさらに強化するため、「障害者職業生活相談員」の資格認定講習の受講を計画的に職員へ促し、相談員の増員と育成に努める。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障害者である職員が従来の業務遂行が困難となった場合は、任命権者間の横断的な調整のもと、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○必要に応じて労働局（ハローワーク等）や障害者職業センターなどの専門機関とも相談・連携し、職員の特性に応じた職務の切り出しや適切なマッチングに努める。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な合理的配慮等の有無を適切に把握することとし、その結果を踏まえて継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、本人の要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○専門的な知見を持った「障害者職業生活相談員（現在 6 名）」を中心に、各職場におけるきめ細やかなメンター体制や多角的な相談・支援体制を充実させ、不本意な離職を防止する。 ○障害のある職員だけでなく、共に働く周囲の職員（上司・同僚）に対しても、障害特性への理解を深めるための啓発や情報共有を行い、職場全体で支え合う環境づくりを推進する。
4 その他	○障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等への物品の調達や役務の発注等を計画的に推進することにより、庁内に留まらず、地域社会全体における障害者の活躍の場の拡大や就労支援に貢献する。